

沼津市発注建設工事における内訳書及び労務費ダンピング調査について（２）

令和８年９月１日

令和８年３月２３日付け「沼津市発注建設工事における内訳書及び労務費ダンピング調査について」で既にお知らせしているとおり、令和８年１０月１日以降に入札公告又は指名通知を行う市発注工事から、現行のダンピング調査を補完するものとして、労務費ダンピング調査を実施いたします。

これに伴い、沼津市が発注する建設工事について、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

１ 工事費内訳書（入札時）について

（１）無効となる工事費内訳書

令和８年４月以降に行われる市発注工事の入札公告又は指名通知においては、入札時に提出を求める工事費内訳書に、工事価格に加え次の項目が追加されました。

①材料費	②労務費	③法定福利費の事業主負担額
④建退共制度の掛金	⑤安全衛生経費	

令和８年９月までは、周知・猶予期間として、各項目に金額の記載がない（一部未記載も含む。）場合でも無効の入札として取り扱いをしませんでしたが、令和８年１０月以降については、無効の入札として取り扱いますので改めてご注意願います。

２ 労務費ダンピング調査の実施について

（１）労務費ダンピング調査とは

工事費内訳書を確認する際に、労務費等の適正性を調査する方法の一つとして、国土交通省が具体的な実施方法を[ガイドライン](#)（外部リンク）にまとめております。令和８年１０月１日以降に入札公告又は指名通知を行う市発注工事のうち、低入札価格調査の対象となった建設工事の落札候補者に対して、労務費ダンピング調査を実施します。

（２）調査の具体的な内容

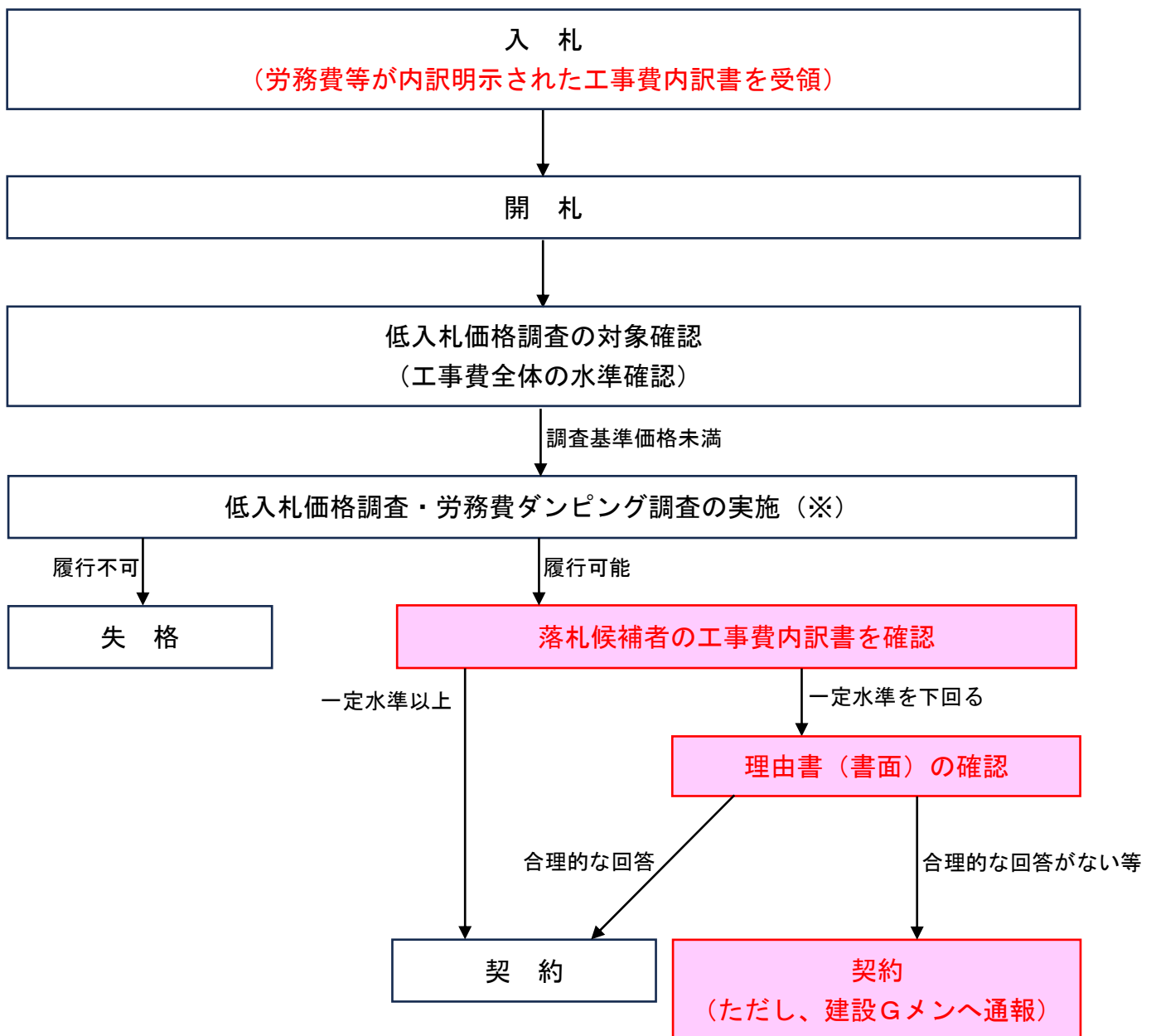
工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準（本市設計額の直接工事費に９７％を乗じた金額）を下回った場合は、適正な水準の労務費を確保できないことが懸念されることから、当該労務費で入札した理由書の提出を求めますので、低入札価格調査に係る資料の提出と併せて速やかな提出をお願いします。

なお、契約締結期限までの間に理由書の提出がない場合は、契約締結を辞退したものとして取り扱います。この場合、入札参加停止等の処分を行う場合がありますので、十分にご留意の上、ご対応をお願いします。

（３）調査の結果について

調査の結果、合理的な回答が得られなかった場合は、建設Ｇメンへの通報を行うほか、後日建設工事の請負契約に係る取引実態の調査等が行われる場合があります。

労務費ダンピング調査の流れ



(※) 労務費ダンピング調査は、低入札価格調査と並行して実施します。理由書の提出が必要な場合は、低入札価格調査に係る資料の提出を依頼する際に、併せて提出を依頼します。